

全教委連第230号
令和5年2月10日

内閣府特命担当大臣 岡田 直樹 様
文部科学大臣 永岡 桂子 様

全国都道府県教育委員会連合会
会長 浜 佳葉子

令和5年度以降における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
及び学校給食等への支援の継続等について（緊急要望）

新型コロナウイルス感染症について、感染症法上の分類を2類から5類へ引き下げる方針が決定されたが、学校現場においては、継続して感染対策や教育活動のための環境整備などを行い、子供たちの学びを保障するために日々取り組んでいる。

また、長引く物価高騰は、学校給食等の食材調達に大きな影響を与えているが、そのような中であっても、各自治体においては、子供たちの成長を支えるため栄養バランス等が確保された学校給食等を提供することに努めている。

このような状況の中、各自治体の自助努力だけでは、より安価な食材の使用や、調理方法を変更する等の工夫にも限界があり、さらに、物価高騰が続くことになれば、学校給食の質の維持にも影響を及ぼすことが懸念されている。

学校給食費等の保護者負担の軽減等については、令和4年度においては、「コロナ禍における『原油価格・物価高騰等総合緊急対策』」により、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「臨時交付金」という。）の活用の対象とされているところである。

現在、学校設置者である多くの自治体で、この臨時交付金の活用により給食費等に公費を投入するなど、保護者負担の軽減が図られているが、臨時交付金の活用は今年度限りの措置となっている。

一方、学校給食法の制定後、半世紀以上が経過し、少子化の進展等の社会情勢が変化する中、長期的な視点で、切れ目なく学校給食費等の保護者負担の軽減を図る必要がある。

各自治体においては、新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが立たない状況及び昨今の物価高騰へ対応するため、令和5年度以降も引き続き、感染症対応やコロナ禍での教育の継続、家庭への支援等に取り組んでいく必要があることから、以下のとおり要望する。

記

- 1 新型コロナウイルスの感染症法上の分類や物価高騰に関わらず、臨時交付金のような一時的な措置ではなく、国全体として学校給食費等の負担の在り方を抜本的に整理した上で、国の責任で財源を含め具体的な施策を示すこと。
- 2 考え方の抜本的な整理に時間を要する場合は、令和5年度も引き続き、臨時交付金を継続し、臨時交付金の対象事業に、保護者の負担を軽減するための学校給食費等の支援を早急に位置付けること。
- 3 新型コロナウイルスの感染症法上の分類や物価高騰に関わらず、学校給食費だけでなく、学校における感染症対応や新型コロナウイルス禍での教育活動の継続に必要な支援について、令和5年度も当該臨時交付金を継続するとともに、その対象事業に位置付け、さらに、地方単独事業への充当が可能となるよう弾力的な取扱いとすること。